

3. アルバイトによる傷病

(1) 学生アルバイトと傷病の現状

今日、学生は、非正規労働力の大きな供給源である。日本学生支援機構の2012年度の学生生活調査によれば、アルバイト従事は昼間部大学生の74.0%(187.5万人)となっている。「長期休暇中も授業期間中も従事」するものが91.0%、「授業期間中に経常的に従事」が4.1%と高頻度であり、週平均生活時間の10.29%をアルバイトが占めている。「家庭からの給付なし」6.3%、「家庭からの給付のみでは修学継続困難」13.9%であり。経済的理由によるアルバイトが常態化している。こうした中、アルバイト従事者中の重労働危険作業従事者は1.2%であり、少数ではない。ある大学の2006年の調査によれば、アルバイト学生の男性(815人)では19%、女性(1,297人)では18%が就労による切創、熱傷、打撲、腰痛、皮膚炎等を経験している。

しかし、前述の学生総合共済の報告では全国の加入者64.6万人中アルバイト中の事故での給付は303人と著しく少なく、共済への申請がごく一部にとどまっている。雇用主の証明が必要とされている労災保険の申請にいたってはごく一部にとどまっているとみられる。

さらに近年では、学生の事業所インターンシップも増加している。文部科学省が2013年に発表した「大学等における平成23年度のインターンシップ実施状況について」では大学・大学院の95.7%がインターンシップ制度を導入しており、2007年の67.7%と比べても急増している。またインターンシップ制度を導入している大学・大学院のうち93.9%では単位認定を行っている実態があり、こうした作業中の事故、けがの実態は明らかになっていない。

(2) 学生アルバイトも労災補償の対象

仕事中のけがや事故には労災保険が適用される。「うちの会社は労災には入っていないから健康保険で治療して」などという経営者もいるが、全く間違っている。一人でも労働者を雇用している事業主は労災保険に強制的に加入することが義務付けられている。したがって学生アルバイトも労災保険の対象になる。作業中の事故やけがに労災保険が適用され、治療費や、休業補償が支払われる。

労災保険は保険料の全額を事業主が支払うため、給与明細表などには掲載されていない。正しい知識を持っていないとごまかされてしまうことがあるので要注意である。事業主が労災保険の手続きをしていない場合でも、被災した労働者には、他の労働者と同じ権利がある。労災保険をかけていなかった事業主に対してはペナルティが課せられる。

さらに、社会保険は労災事故を支給対象にしていない。多くの病院の待合室等に「労災隠しは犯罪です」といったポスターが掲示されている。労災事故による後遺症や障害が残った場合の補償も労災保険にはある。不明な時には労働基準監督署や病院の相談受付に相談しよう。また「請負」契約を結んだ場合では、労働者に該当するか否かに関して労働実態から判断が必要なので労働基準監督署や労働組合に相談しよう。

(3) インターンシップ中の事故やけがも労災補償対象になることがある

先に述べたようにインターンシップ制を取っている大学や企業が増加している。インターンシップは教育の一環として実施されているので、原則としてはインターンシップ中の事故やけがは労災補償の対象にはならない。しかし、実質的に「労働者」とみなすことができる場合には労災補償の対象になる。例えば、①研修内容が見学レベルを超え、受け入れ企業の生産活動に直接従事する、②遅刻・欠勤にペナルティが課せられるなど、研修が使用者の指揮命令の下に行われているなどの場合には総合的に判断して「労働者性」が認められ労災となることがある。

(4) アルバイト先への移動には通勤労災が適用されることもある

アルバイト先への通勤時に交通事故にあった場合には「通勤災害」として労災補償の対象になる。ただし自宅から通勤先までの合理的な交通経路が対象となるので注意が必要である。①自宅から直接アルバイト先に移動中、②アルバイト先から自宅への帰宅途中、③複数のアルバイトを掛け持ちしている場合のアルバイト先からアルバイト先への移動中は「通勤災害」に該当する。ただし、現在の法制度では学校は、自宅、事業所のいずれにも該当しないので、通学した学校から直接アルバイト先に移動中の交通事故は「通勤災害」には該当しない。当然、自宅から学校までの事故も対象とはならない。

交通事故は自賠責保険や車の任意保険制度も絡むので、不明な時には安易に示談書にサインせずに労働基準監督署等に相談することが重要となる。

(5) ブラックバイトに注意し、働くルールを学び、身に着け、活用しよう

アルバイト学生に違法な労働を強要する企業が多数ある。低賃金にもかかわらず、クリスマス商品の予約や飲食店の集客などのノルマを課す、出席が必要なカリキュラムを無視した勤務表を作る、ひどい例では試験も受けられない状況も生れている。残業代の不払いや退職の意思を伝えても、代わりを探してくるまで辞めさせないといった例もある。

厚生労働省が 2015 年 11 月に発表した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」では、「学生 1,000 人が経験したアルバイト延べ 1,961 件のうち、48.2%（人ベースでは 60.5%）が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答している。トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、中には賃金不払いがあった、労働時間が 6 時間を超えても休憩時間がないなどといった法律違反のおそれがあるものもあった。」としている。学生の 17.8% が学業に支障があったと回答している。同様に 2016 年 5 月に公表した「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査結果」では、「32.6% の高校生が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答し、トラブルの中には、シフトに関するものが最も多いが、中には賃金不払いがあった、満 18 歳未満には禁止されている深夜業や休日労働をさせられたなどといった法律違反のおそれがあるものもあった」と違法なアルバイトが横行してい

ることが分かる。しかし、このようなトラブルが発生したときには、「知人・友人や家族に相談した」と多くの学生が回答しており、労働基準監督署や行政の窓口、弁護士などの専門家、労働組合や NPO に相談した学生は極めて少ない。「そのアルバイトを辞めた」学生が大学生で 10.7%、高校生で 5.2%となっており、「何もしなかった」と回答したのは大学生で 10.7%、高校生で 5.9%となっている。

労働基準法や労働安全衛生法などの基本的知識を学び、活用することが重要である。